

工事請負及び業務委託契約事務の基本方針

昭和 47 年 3 月 22 日 助役決裁
平成 18 年 7 月 12 日 一部改正
平成 18 年 9 月 27 日 一部改正
平成 20 年 7 月 1 日 一部改正
平成 30 年 3 月 26 日 一部改正
令和 6 年 3 月 26 日 一部改正
令和 8 年 3 月 31 日 一部改正

財政局管財部契約管理課における工事請負及び業務委託（測量、地質調査、設計・監理）の契約事務の処理に関しては、別に定めるものの他この方針によるものとする。

工事請負関係

1 契約の方法

- (1) 契約の方法は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の適用を受けるもの及び設計金額が別に定める金額以上のものについては、原則として一般競争入札により契約を締結するものとし、それ以外のものについては、指名競争入札により契約を締結するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項又は特例政令第 11 条に該当するときは、随意契約をすることができる。

2 指名の方法

指名業者の選考に当たっては、過去の指名回数、契約件数、工事实績等を勘案し、できる限り市内業者（本市に本社又は主たる営業所を有する業者）を優先して各被指名者選考委員会において選定する。

3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ア 入札保証金は原則として徴収する。
- イ 入札保証金に代わる担保として、利付国債又は金融機関等の保証が提供された場合は、入札保証金に代える。
- ウ 予定価格が 5 億円未満の工事の場合、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは前払保証事業会社と契約保証の予約の契約を締結した場合は、入札保証金を免除する。
- エ ウの規定により入札保証金を免除する場合は、全額免除とする。

(2) 契約保証金

- ア 契約保証金は原則として徴収する。
- イ 契約保証金に代わる担保として、利付国債又は前払保証事業会社、金融機関等の保証が提供された場合は、契約保証金に代える。
- ウ 小額工事であるとき等札幌市契約規則第 25 条の各号の一に該当するときは、契約保証金を免除できる。

エ ウの規定により契約保証金を免除する場合は、全額免除とする。

4 最低制限価格及び低入札価格調査

- (1) 指名競争入札又は一般競争入札（以下「入札」という。）の執行に当たっては、原則として施行令第 167 条の 10 第 2 項（施行令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。）の最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするることができるものとする。ただし、特例政令の適用を受ける工事及び特に必要と認められる工事の入札の執行に当たっては、最低制限価格を設けずに、施行令第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（施行令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。）に基づいて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は落札者となるべき者の入札価格について調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、その者を落札者としなければならないものとする。
- (2) 最低制限価格を設けること又は低入札価格調査を行うことがあることについては、指名に係る通知又は一般競争入札の告示において明示する。

5 契約書及び請書の提出期限

契約書及び請書の提出期限については、契約書は、落札決定の日から、また、請書は、通知のあった日から 5 日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内とする。

6 前金払、中間前金払及び部分払

- (1) 前金払は、次の基準により支払うものとする。
 - ア 前金払は、設計金額が 400 万円を超えるもので、かつ、工期が 50 日以上 of 工事を対象とする。
 - イ 前金払の率は、請負金額の 10 分の 4 以内とする。
- (2) 中間前金払は、次の基準により支払うものとする。
 - ア 中間前金払は、前金払の対象となる工事のうち、工期が 100 日以上 of 工事を対象とする。
 - イ 中間前金払の率は、請負金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、支払済みの前払金との合計額が、請負金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。
 - ウ 中間前金払は、工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金相当額が請負金額の 2 分の 1 以上になったことを確認した後でなければ、支払うことができないものとする。
 - エ 部分払を行ったものは、中間前金払の対象とはしないものとする。
- (3) 部分払
 - ア 部分払の回数は、原則として当該工事の工期日数を 50 で除して得た数とする。
ただし、前金払を行った場合は回数を 1 回減ずるものとする。
 - イ 中間前金払を行ったものは、部分払の対象とはしないものとする。

業務委託関係

1 契約の方法

- (1) 契約の方法は、特例政令の適用を受けるもの及び設計金額が別に定める金額以上のものについては、原則として一般競争入札により契約を締結するものとし、それ以外のものについては、指名競争入札により契約を締結するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、施行令第167条の2第1項又は特例政令第11条に該当するときは、随意契約をすることができる。

2 指名の方法

工事請負に準じて取り扱うものとする。

3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金は工事請負に準じて取り扱うものとする。

4 契約保証人

契約保証人は立てさせない。

5 最低制限価格及び低入札価格調査

工事請負に準じて取り扱うものとする。

6 契約書及び請書の提出期限

工事請負に準じて取り扱うものとする。

7 前金払及び部分払

(1) 前金払は、次の基準により支払うものとする。

ア 前金払は、設計金額が200万円を超えるもので、かつ、履行期間が50日以上の測量業務、地質調査業務及び設計業務を対象とする。

イ 前金払の率は、委託金額の10分の3以内とする。

ウ 履行期間が2年度以上にわたる契約を締結するときは、原則として、契約年度に前払金を一括して支払うものとする。

ただし、初年度に支払をしないものについては、翌年度に一括して支払うことができるものとする。

(2) 部分払

ア 部分払は、部分払の対象となっている工事を監理する工事監理業務を対象とする。

イ 部分払の回数は、監理対象工事の部分払回数に準ずる。